附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年度の予算に係る財政融資資金の貸付けから適用する。ただし、この省令による改正後の財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号。以下「新管理運用規則」という。）第二十一条第一項及び第二十九条第一項の規定は、平成二十七年度において運用する平成二十六年度の予算に係る財政融資資金の貸付けにも適用する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（以下「旧管理運用規則」という。）第二十一条第一項第二号の規定により提出された書類は、当分の間、新管理運用規則第二十一条第一項第二号の規定により提出された書類とみなす。

2　旧管理運用規則第二十九条第一項第二号及び同項第三号の規定により提出された書類は、当分の間、新管理運用規則第二十九条第一項第二号により提出された書類とみなす。

○財務省令第二十号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三十三条及び第三十三条の十一の規定に基づき、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十一号中「並びに」を「、」に、「及び第十四項」を「、第十四項及び第十六項並びに第三十三条の十一第一項」に改める。

別表第一中第四〇号の三を第四〇号の五とし、第四〇号の二を第四〇号の四とし、第三三号から第四〇号までを次のように改める。

三三	関税暫定措置法施行令
三四	第九条
三五	第三十三条第四項において準用する第九条
三六	第三十三条第五項
三七	第三十三条第七項
三八	第三十三条第九項
三九	第三十三条第十項
四〇	第三十三条第十二項
四〇の二	第三十三条第十四項
四〇の三	第三十三条第十六項
	第三十三条の十一第一項

別表第二中第三三号から第四〇号までを次のように改める。

三三	関税暫定措置法施行令
三四	第九条
三五	第三十三条第四項において準用する第九条
三六	第三十三条第五項
三七	第三十三条第七項
三八	第三十三条第九項
三九	第三十三条第十項
四〇	第三十三条第十二項
四〇の二	第三十三条第十四項
四〇の三	第三十三条第十六項
	第三十三条の十一第一項

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○財務省令第二十一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）及び独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）並びに独立行政法人造幣局法施行令（平成十四年政令第三百八十号）第四条第二項及び独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人造幣局に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人造幣局に関する省令（平成十五年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条第一項の中期計画」を「第三十五条の十第一項の事業計画」に改める。

第四条を削る。

第三条の見出しを「（事業計画に定める業務運営に関する事項）」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の十第三項第七号」に、「中期目標の期間」を「前事業年度」に、「中期目標を」を「年度目標を」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「中期計画」を「事業計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十五条の十第一項」に、「中期計画の認可」を「事業計画の認可」に、「中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（造幣局の成立後最初の中期計画については、その成立後遅滞なく）、当該中期計画」を「事業計画」に改め、「申請書を」の下に「、当該事業年度開始の日の三十日前までに、」を加え、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の十第一項後段」に、「中期計画」を「事業計画」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二第一号中「独立行政法人造幣局法（以下「造幣局法」という。）」を「造幣局法」に改め、同条を第二条とする。